

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年9月19日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：サニー鳥栖店

所在地：佐賀県鳥栖市元町字横田1248番1

(2) 変更した事項

- ・大規模小売店舗を設置する者の名称等

(変更前)

株式会社西菱

代表取締役 牧 卓彌

福岡県福岡市中央区赤坂二丁目5番50号

(変更後)

ウエストホールディングス株式会社

代表取締役 牧 卓彌

福岡県福岡市中央区赤坂二丁目5番50号

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレ
ドスー
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(3) 変更の年月日

- ・大規模小売店舗を設置する者の名称等

平成30年6月30日

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成31年3月15日

2 届出年月日

令和元年9月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間

令和元年9月19日から

令和2年1月19日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。